

薬局製剤製造販売届書

事 項	薬局開設者が薬局製剤（承認不要品目）を製造販売しようとするとき
根拠法令	法 律 第 14 条、第 23 条 施行令 第 74 条の 4、第 80 条 施行規則 第 70 条
提出部数	2 部（松本市保健所）
添付書類	1. 製造品目表
そ の 他	薬局製剤の対象品目数（令和 5 年 1 月 1 日現在）： 4 2 6 品目 （内訳） 製造販売承認を要するもの（別途製造販売承認申請が必要）： 4 1 7 品目 製造販売承認を要しないもの： 9 品目

薬局製剤製造販売届書

製造販売業の許可の種類		薬局製造販売医薬品製造販売業許可			
製造販売業の許可番号及び年月日					
名称	一般的名称	別紙のとおり			
	販売名	別紙のとおり			
成分及び分量又は本質		薬局製剤指針による			
製造方法		薬局製剤指針による			
用法及び用量		薬局製剤指針による			
効能又は効果		薬局製剤指針による			
貯蔵方法及び有効期間		薬局製剤指針による			
規格及び試験方法		薬局製剤指針による			
製造販売する 品目の製造所	名称	所在地	許可、認定又は 登録区分	許可、認定又は 登録番号	
原薬の製造所	名称	所在地	許可、認定又は 登録区分	許可、認定又は 登録番号	
	—	—	—	—	
備考					

上記により、薬局製剤の製造販売の届出をします。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名

松本市長

殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 この届書は、正副 2 通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 製造販売業の許可の種類欄には、法第 12 条第 1 項に掲げる許可の種類のうち該当するもの又は薬局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。

(製造品目表)

製造販売承認を要しない薬局製造販売医薬品

一連番号	名 称
1	日本薬局方 吸水軟膏
2	日本薬局方 親水軟膏
3	日本薬局方 精製水
4	日本薬局方 単軟膏
5	日本薬局方 白色軟膏
6	日本薬局方 ハッカ水
7	日本薬局方 マクロゴール軟膏
8	日本薬局方 加水ラノリン
9	日本薬局方 親水ワセリン